

# 本会議初日

提出された請願・陳情を詳細に審査するため、内容に応じて担当委員会に割り振ります。

請願・陳情

委員会付託

総務文教委員会

社会委員会

経済建設委員会

## 委員会協議会

### 01 趣旨説明



提出者から、内容について詳しく説明を受けます。提出者の希望により、行わないこともあります。

### 02 質疑



説明の内容について、分からない点を質問して確かめます。趣旨説明がない場合は、行いません。

### 03 委員間での意見交換

提出された請願・陳情に対して、委員が自分の意見を出し合います。

趣旨説明・質疑がない場合でも行います。



- 必要に応じて、内容に関係している部局からの聞き取りを行います。
- 委員会としての結論は出しません。

## 委員会審査

委員会に付託された請願・陳情について審査を行い、委員会としての結論を出します。

賛成なら

『採択すべきもの』

反対なら

『不採択すべきもの』



01 委員長報告



委員会で行われた話し合いの経過と結果を委員長が報告します。

02 質疑



委員長報告について質疑を行います。

03 討論

委員長報告に賛成か反対か、議員が自分の意見を出し合います。

反対

賛成

04 採決

市議会として委員長報告に賛成か反対か、多数決により決定します。

賛成

反対

定例会が終わったら

通知

提出者へのお知らせ

採択

請願・陳情の提出者へ、審議の結果を文書で送付します。

不採択

採択された  
請願・陳情は…



市に関するもの

市で検討し実現に向けて取り組むこととなります。

国や県等に関するもの

「こうしてほしい。」という内容の意見書を、関係する機関へ送ります。